

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

〔八番 さとう道昭君登壇〕

○八番（さとう道昭君） 自由民主党・県民会議、青葉区選出のさとう道昭です。今月十三日に、任期を頂いてから一年を迎えることができました。その間、先輩議員をはじめ、御指導いただきました全ての皆様に、御意見や思いを寄せていただきました県民の皆様には、心より御礼申し上げます。村井知事をはじめ、執行部の皆様には、真摯な御答弁と御丁寧な御説明を頂き、議会事務局の皆様には、議会活動を支えていただいておりますこと、誠にありがとうございます。議長のお許しを頂き、大綱四点について質問させていただきます。

大綱一点目、病院再編・医療提供体制の諸課題について伺います。

十一月二十一日、村井知事は、仙台医療圏の病院再編について、県立精神医療センターを名取市内で建て替える方向性を示し、背景や理由を説明しました。決断した理由として、施設老朽化の状況、患者などの意見、建設候補地の選択肢を得られたこと、精神保健福祉審議会での決議などを挙げています。しかし、労働者健康安全機構からの見解以外の理由は、以前から成立している理由であり、今になって成立する理由ではありません。患者などの意見は、度重なる県への当事者皆様からの申入れや説明会での御意見などから明白でした。建設候補地の選択肢に関しては、本年十一月十四日に仙台赤十字病院・県立がんセンター統合新病院の基本構想が発表されたことにより、がんセンター跡地を候補地の一つと位置づけることができるようになったと説明しましたが、令和五年十二月に締結した基本合意第六条に「新病院を整備する場所は、名取市から乙に提案のあった同市植松入生とし」と記載され、第八条に「新病院の開院時期は、令和十年度中を目途とし」と記載されています。これまで開催された精神保健福祉審議会では、富谷市の移転について、賛成はなく、反対多数の議論が重ねられてきました。一方で、名取市での建て替え方針であっても、今後、労働者健康安全機構とは東北労災病院の富谷市移転について協議していく方針を示しました。早期に精神医療センターの富谷市への移転を断念し、労働者健康安全機構と相談することができたのではないのでしょうか。名取市での建て替えについて準備を進めることができましたはずです。施設老朽化の状況を勘案すれば、失った時間は大きいものがあります。専門家や現場職員や患者の皆様の声

に真摯に耳を傾け、もつと早期に決断すべきであつたと考えますが、所見を伺います。

次に、建て替えの候補地について伺います。本年十一月十三日に開催された精神保健福祉審議会において、宮城県精神科病院協会会長の岩館敏晴委員より、宮城県立病院機構が保有する土地である仮設住宅跡地、名取病院時代の農場跡地への建て替え案について提示されました。この土地は、建て替えの候補地となり得るでしょうか。ならない場合は、その理由をお示しく下さい。また、候補地となる場合、がんセンター跡地と仮設住宅跡地、農場跡地について、速やかに費用や開院までのスケジュール、保有できる機能など比較検討を進めるべきであり、そのための調査費を予算化すべきと考えますが、所見を伺います。加えて、建設地選定の際の視点について伺います。各都道府県知事宛て厚生省公衆衛生局長通知、精神病院建築基準の改正については、敷地について、次のことが規定されています。敷地の選定にあつては、できるだけ社会とのつながりを保てるような土地を選定すること。また、にも包括を推進するためには、病院の立地は、退院後の生活をイメージしやすいよう生活感を感じることが望ましいとの精神科医の指摘もあります。建設地選定の際、社会とのつながりを保てる点、生活感を感ずることが出来る点を考慮する考えはあるか伺います。

次に、身体合併症の対応について伺います。現在の身体合併症対応について、県が認識している課題は、精神科救急体制の入り口との説明がありました。十一月十三日の精神保健福祉審議会にて提示した資料、宮城県の精神科医療における身体合併症の整理については、精神医療センターの課題として「精神症状が急性的に出現した患者の身体疾患・症状に対する評価、器質因の鑑別が困難なため、速やかな患者受入ができない場合がある」と提示しています。直近三年間では、精神科救急情報センターへの受診相談において、身体科優先事案として受け入れられなかった事案は、四十件から五十八件です。当局へ確認したところ、身体科優先と判断した理由は、自殺企図による身体的治療が必要な場合、身体科の精査、器質因の鑑別が必要な場合、発熱など急性的に身体症状が出現した場合などとのことでした。一方で、救急隊が精神科救急情報センターへ相談する際は、身体症状への対応ではなく、主に精神疾患への対処が必要と判断される事案と考えられます。救急を担う一般病院との連携強化は必要と考えますが、事案の発生数の規模、相談に至る背景を踏まえれば、鑑別できる医師の配置や育成、必要な機器の

整備や扱うスタッフの配置など、精神医療センターにおける鑑別能力の向上を図ることでの解決も方向性の一つと考えますが、所見を伺います。精神医療センターにおいて鑑別し、対応できる患者については、処置する体制を構築することは検討しないのでしょうか。また、村井知事は、十一月二十一日の記者会見において、身体合併症の対応について、現在対応いただいている東北大学病院、仙台市立病院、仙台医療センターに言及しながら、基本的に三次救急を担っている病院に対して、更に御協力を仰ぐとの趣旨の発言がありました。どのような協力を検討しているのか、その協力に対して、財政支援や人的支援、若しくはその他の支援を検討しているのか、伺います。

次に、東北労災病院の移転について伺います。労働者健康安全機構から、労災病院グループ全体の現在の経営状況を踏まえると、東北労災病院の富谷市移転に向けた検討には一定の期間が必要との見解が示されたことですが、一定の期間とは、数か月単位なのか一年程度なのか、数年程度なのか、県が受け止めた目安をお示しく下さい。また、精神医療センターの名取市建て替えの方針の上でも、救急医療や災害医療など政策医療の課題解決に向けて、東北労災病院の富谷市移転に関する協議を継続するとの方向性が示されました。労働者健康安全機構に対して、県としてできる支援策を示しているとのことですが、その内容をお示しく下さい。

次に、救急医療について伺います。黒川消防本部の令和六年版消防年報によれば、令和五年の救急搬送時間の収容所要平均時間は五十三・三分で、令和四年は五十五・九分でしたので、二・六分短縮されました。仙台医療圏では、令和三年五月のJCHO仙台病院の移転、令和四年四月の仙台徳洲会病院の移転など救急医療の提供体制に変化があり、令和五年五月には、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行されたことから、救急医療について議論する上では、令和四年の実績データでは、現在の実態に即したとは言えず不十分であり、令和五年の実績データで議論することが妥当です。令和五年における県平均時間との差や、他医療圏の消防本部の平均時間と比較し、移転の妥当性を検討すべきです。また、仙台赤十字病院・県立がんセンター統合新病院の基本構想が公表され、診療科、病床規模やその内訳が示されました。現在、県と仙台市は、仙台医療圏の病院再編による救急搬送影響シミュレーションについて協議を行っていますが、令和五年の実績データを使用した上で、仙台赤十字病院・県立がんセンター統合新病院

の基本構想を踏まえ、実態により近いシミュレーションをすべきです。精神医療センターの合築がない以上、救急医療、災害医療の課題解決に資するかどうかで、民間病院である東北労災病院の移転について、県は支援の可否を判断する状況となりました。支援するのであれば、明確な根拠が必要です。現在のところ、富谷市移転により、黒川消防本部の収容平均時間が本当に短縮できるのか、仙台市の収容時間への影響がどの程度なのか根拠が示されていません。加えて、労働者健康安全機構より東北労災病院の富谷市移転に向けた検討には、一定の期間が必要との見解が示されました。県にとっては、一度立ち止まり、冷静に検討できる時間を得たこととなります。これらを踏まえ、令和五年データでの救急搬送影響シミュレーションを行い、東北労災病院の富谷市の移転が仙台医療圏にとって最善であるのかを検討し、結論を得るまで、移転要請、協議を休止すべきと考えますが、所見を伺います。また、東北労災病院が現在の立地で運営を続ける場合であっても、制度上、地域医療介護総合確保基金を活用できる可能性があるのか、あるのであれば、どのような場合かお示しくください。

次に災害医療について伺います。東北労災病院の富谷市移転のメリットとして、災害拠点病院の空白地である黒川地域に災害拠点病院が整備されることで、広域的な応援体制の観点からも、地域バランスのとれた配置になると説明してきました。大規模災害時医療救護活動マニュアルによれば、災害時は、保健所区域単位に組織される地域保健医療調整本部と災害拠点病院が連携する組織体制となっています。そこで、国立社会保険・人口問題研究所、日本の将来推計人口の令和五年推計を使用し、地域保健医療調整本部区域の市町村の人口推計に基づいて、人口十万人当たり換算の災害拠点病院の拠点数と病床数を試算いたしました。推計値は、二〇三〇年、二〇三五年。病床数は、仙台赤十字病院及び東北労災病院の両方が移転した場合と、仙台赤十字病院のみ移転した場合といたしました。その結果、二〇三〇年において、両病院の移転の場合、仙台市は○・四六拠点と三百床、塩釜保健所黒川支所区域を除く塩釜地域は○・五九拠点と二百一十一床、塩釜保健所黒川支所区域は一・〇八拠点と五百九十一床、岩沼地域は○・六二拠点と四百六床、北部地域は○・八九拠点と三百六十三床、東部地域は○・八八拠点と二百九十一床、気仙沼地域は一・六六拠点と五百六十六床、仙南地域は一・三七拠点と三百四十三床でした。また、仙台赤十字病院のみ移転した場合は、仙台市は○・五五拠

点と二百五十一床でした。仙台市よりも人口当たりの拠点数、病床数が多い地域が複数あることから、災害拠点病院が仙台市に偏在しているとの指摘は当たりません。もし、東北労災病院が富谷市に移転すれば、仙台市の対応力が落ちることになり、バランスを悪化させる結果となります。二〇三五年については、仙台市の人口減少割合は、他市町村の減少割合と比べて小さいことから、その差は更に大きくなる結果となりました。現在、塩釜地域保健医療福祉調整本部管内の災害拠点病院は、坂総合病院のみであり、拠点数、病床数において課題があることは理解できます。仙台市から災害拠点病院を移転させるのではなく、管内若しくは管内近隣に所在する災害医療に資する機能やノウハウを持つ病院に災害拠点病院として新たに協力いただけるよう働きかける方法などであっても、解決を図れると考えますが、所見を伺います。

最後に、令和五年二月二十日に締結した協議確認書について伺います。この確認書には次の記述があります。抜粋して申し上げます。甲は、独立行政法人労働者健康安全機構。乙は、宮城県です。「甲が設置している東北労災病院及び乙が設置している宮城県精神医療センターの移転・合築によるそれぞれの新病院整備の方向性に係る協議について、次のとおり確認する」 「第二条 新病院の整備場所は、富谷市から提案のあった同市明石台地区を前提として、整備方法及び開院時期とともに協議の上、決定する」

「第五条 乙は両病院の移転・合築を前提として、甲の新病院の機能に必要な医師確保に関して東北大学等と連携した支援のほか、医療提供体制の確保に必要な支援を行う」協議確認書は、精神医療センターの富谷市への移転と東北労災病院との合築を前提とした内容です。精神医療センターが名取市への建て替え方針である以上、前提は喪失することから、この協議確認書における協議は成立しません。なお、精神保健福祉審議会に提示した建て替えの方向性案パターン三に記載されている、県北部の患者の精神科医療に対応するために必要な機能を富谷市に整備は、機能整備の表現であることから、到底、精神医療センターの移転とは言えないと考えています。協議確認書の解除を労働者健康安全機構に申し入れるべきと考えますが、所見を伺います。

大綱二点目、県内の防犯体制の強化について伺います。

先日、仙台市青葉区上愛子の方から次の話を伺いました。最近、黒の帽子、黒の上下のジャージを着た三十代ほどの男性が突然家を訪ねてきたそうです。男性は「お菓子

いりませんか」と訪問販売の形式で声をかけてきたのにもかかわらず、手ぶらであったとのこと。更に「この周辺のお宅は空き家ですか」と聞いてきたそうです。その方は、不審と不安を強く感じて交番に連絡し、警戒いただくように依頼されました。この事案を、いわゆる闇バイトの強盗事件や窃盗犯の下見などと軽々に結びつけることはできませんが、警戒しなければなりません。現在のところ、本年の県内での空き巣や強盗の認知件数は過去五年同月と比べても大きな変化はありませんが、先手で防犯体制の強化を図っていくべきと考えています。その中で、有効な対策の一つに防犯カメラの設置があります。警察庁の統計によれば、刑法犯罪総数、検挙数のうち、防犯カメラなど画像の確認が主たる被疑者を特定した割合は、二〇一六年に四・六％、二〇二三年に一六・七％と大幅に増加しています。防犯カメラの設置数が増えたことも要因と分析できますが、その分、有効な証拠を得られていることは注目すべき点です。また、犯罪抑止につながったと考えられる事例があります。大阪府守口市では、二〇一六年に六十八台だった防犯カメラを千台に増設し、翌年の犯罪認知件数が約二二％減少したとのことです。府内全体としては約一二％の減少であり、大きな差であることから、防犯カメラが寄与した可能性が十分に考えられます。愛知県刈谷市においても、百台程度から千台弱に防犯カメラを設置し、犯罪認知件数を県内全体の傾向よりも大幅に減少させています。防犯カメラの有用性について、県及び県警本部としてどのように認識しているか、それぞれの見解を伺います。これまで、県は、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを作成するとともに、市町村振興総合補助金のメニューに、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業を盛り込み、市町村への補助を行ってきました。本事業は、市町村が直接設置する場合と、市町村が団体に対して補助する場合の二つの方法があり、補助率は二分の一です。令和五年度は、本事業を活用しているのは、塩竈市、岩沼市、富谷市、七ヶ宿町、村田町、大和町の六つで、七百二十九万二千円が交付され、三十八台が設置されました。県警本部も各市町村を訪ね、本事業の活用を依頼しているものの、六市町にとどまっています。市町村振興総合補助金は、各市町村が活用できる予算額が定められ、その範囲で四十二のメニューから選択できる仕組みです。そのため、例年申請している他事業に充当するなどして、活用が進まないことが想像されます。現に、仙台市にヒアリングしたところ、別の事業に充当していることから、本メニューは

活用していないとのことでした。そこで、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業の全部若しくは地域団体が防犯カメラを設置する場合の補助を市町村振興総合補助金としてではなく、十分な予算を確保した上で、県の単独事業にて実施することは、防犯カメラの普及拡大に寄与し、防犯体制の強化につながると考えますが、見解を伺います。また、有効な場所への防犯カメラの設置が増えることは望ましいと考えているのか、県警本部長の所感を伺います。石川県では、本年、県警本部として千台の防犯カメラを設置した事例があると伺いました。設置数が増えることが望ましいと考えている場合、設置主体や設置主体が他組織の場合の支援方法など、どのような方法を検討しているのか、お伺いします。

次に、県警本部の地域拠点について伺います。本年十一月十四日に桜ヶ丘駐在所存続の請願書が桜ヶ丘駐在所存続期成同盟及び桜ヶ丘学区連合町内会より、県警本部長に提出されました。交番、駐在所の整備、再編などに当たっては、地域住民の理解を得ることを前提とするとともに、拠点を維持するための必要な人員と予算を確保し、治安維持のための活動を行うべきと考えますが、所感を伺います。

大綱三点目、観光振興の充実について伺います。

本年十一月七日に開催されたみやぎ観光振興会議において、第六期みやぎ観光戦略プランの中間案が示されました。この戦略プランの計画期間は、令和七年四月から令和十年三月までです。戦略として示された四つの戦略のうち、一つが、魅力ある観光資源の創出と掲げられ、その中で、地域色を活かした観光コンテンツの創出、みやぎの「食」、「自然」、「歴史・文化・芸術」の魅力向上、東日本大震災の記憶・教訓の伝承、DMOの体制強化が位置づけられています。取組の方向性としては、市町村ごとの独自色を活かした観光地域づくり、各地域が有する食、自然、伝統、季節等の魅力を生かしたテーマ別の広域的モデルルートの造成などが提示されました。また、これまでの宿泊税の議論の過程でも、充当施策案の具体的な取組イメージとして、魅力ある観光資源の創出が掲げられ、支援対象を市町村とDMOとして提示していました。一方で、観光地に目を移すと、交流人口拡大に向けて取り組んでいる地域の団体では、活用したい資源や誘客のための企画はあるが、予算も人材もないため具現化できていないとの悩みを抱えておられます。例えば、観光客に触れていただきたい自然があるが、予算がな

く整備ができず、観光客を案内できないなどです。宿泊はしても滞在型観光とならず、他地域へ送り出してしまう現状や、宿泊の動機となる近隣の観光地を増やせない、磨けない状況が続いています。他方、広島県では、民間事業者などが行う新たな観光プロダクトの開発を支援する補助制度を令和三年度より実施し、令和五年度は新規開発百二十四件、既存磨き上げ百四件、合計二百二十八件のプロダクトを創出しています。補助対象者は、民間事業者、観光協会、商工会議所、DMOなどで、対象経費は、施設整備・改修費、委託料、モニターツアー費など。補助上限額はコースによって異なり、五百万円若しくは三十万円。補助率はコースによって異なり、十分の二から十分の十、若しくは十分の十です。令和六年度は、一般財源六千二百万円にて実施されています。一つのプロダクトの利用率を確認するなど分析は必要であるものの、観光客のニーズは様々であること、インバウンドや国内旅行者の早期の取り込みの必要を鑑みれば、地域団体や民間事業者の力を活用して、短期間で多量の観光コンテンツを造成、磨き上げていく仕組みは、参考とすべきです。そこで、宮城県内観光地が抱える現状、他県の事例を踏まえ、魅力ある観光資源の創出に当たっては、地域の魅力を取りこぼすことなく磨き上げるためにも、様々なニーズに早期に応えられるコンテンツの造成を行うためにも、支援対象を市町村やDMOに限らず、地域団体や民間事業者も加えるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、宿泊税について、特別徴収義務者の負担軽減策について伺います。先日的事業者説明会において、レジシステム改修補助金制度概要が示され、必要経費の一定額までは全額補助との表現でした。改修に当たっては、宿泊事業者に自己負担を発生させるべきではないと考えますが、所見を伺います。また、一定額の設定は、どのように行うのか併せて伺います。

大綱四点目、鳥獣被害対策の推進について伺います。

昨年と同じ時期に比べれば減少しているものの、宮城県における令和六年十一月十五日までの熊の目撃情報は七百十一件であり、各種被害を防ぐ取組が求められます。環境省は、本年四月にクマ類を指定管理鳥獣に新たに指定しました。環境省によれば「クマ類は、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化しており、今後も、クマ類の分布の拡大地域では個体数の更なる増加が見込まれ、これに



に伴い、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援するため」としています。仙台市青葉区愛子や作並地区でも、住民から、住宅団地内を歩いていた、柿の木の近くで熊を目撃したなどの話を複数伺っています。環境省のクマ類の出没対応マニュアルでは、人の生活圏への出沒防止対策の一つとして、誘引物の除去、管理を挙げ、柿などの果樹の伐採などを盛り込んでいます。しかし、高齢化が進み、住民による単独での樹木の伐採には限界があります。実った果実の採取についても、同様の理由から放置されたままの果樹が散見されています。このような中、県は、環境省の交付金を活用して、熊対策のモデル地域を設定し、対策を実施するとの方針を示しました。実効性のある対策の実施と知見の集積が求められます。今年度、対策を実施するモデル地域の市町村名及び実施地区、地区ごとに計画している対策内容、予算額についてお示しください。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） さとう道昭議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、病院再編・医療提供体制の諸課題についての御質問にお答えいたします。

初めに、県立精神医療センターの建て替えについてのお尋ねにお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの富谷市への移転・合築につきましては、名取市内での用地確保が困難な中、令和元年度のあり方検討会議の提言に基づき、老朽化した施設の早期建て替えや、身体合併症対応能力の向上などを目指して取り組んできたものであります。これまで、患者、家族などの当事者や関係者の御意見を踏まえ、県立のサテライト案をはじめ、様々な対応案を示しながら慎重に議論を進めてまいりましたが、このたび、労働者健康安全機構から、東北労災病院の富谷市移転に向けた検討には一定の期間が必要との見解が示されたことや、精神医療センターの早期の方針決定を望む当事者からの御意見などに加え、統合新病院の基本構想の公表等により、建て替え候補地の選択肢が広がったことから、身体合併症対応などへの対応を前提として、精神医

療センターの名取市内での建て替え検討の表明に至ったところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

次に、精神医療センターの建て替え地選定についての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替え用地については、今後、病院建設に必要な土地の面積や建設工事に要する期間、土地利用規制、整備コストなどを踏まえ、それぞれの候補地の課題等を改めて精査するとともに、患者の療養環境も考慮しながら、慎重に検討を行ってまいります。また、建設用地の選定を含め、新たな精神医療センター整備の基本構想策定に向けて、県立病院機構と連携するとともに、必要な予算を確保の上、専門的な知見を要するコンサルタントなども活用しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、労働者健康安全機構との協議確認書についての御質問にお答えいたします。

昨年二月に県と労働者健康安全機構で取り交わしました協議確認書については、仙台医療圏北部に拠点病院を整備することで、労働者健康安全機構の理念の達成や、政策医療の課題解決を図るため、東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議方針などを両者で確認したものであります。東北労災病院が富谷市に移転することで、黒川地域などの救急受入れ体制が強化され、救急搬送時間の短縮などの効果が見込まれるとともに、黒川地域初の災害拠点病院として、災害医療の向上が図られるものと考えており、労働者健康安全機構からも、政策医療の充実に資するものとして、県との協議を継続する意向が示されているところでございます。県といたしましても、地域バランスのとれた持続可能な医療提供体制の実現に向けて、県北部の精神疾患患者への対応に係る連携も含め、引き続き、労働者健康安全機構と協議を行ってまいりたいと思えます。

次に、大綱三点目、観光振興策の充実についての御質問のうち、地域団体や民間事業者による観光コンテンツ造成への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

現在策定中の、第六期みやぎ観光戦略プランでは、戦略プロジェクトの一つに、魅力ある観光資源の創出を掲げ、中間案において、市町村ごとの独自色を生かした観光地域づくりや、DMOの創意工夫ある取組に対する支援をお示したところであります。

御指摘のありました広島県の補助制度については、観光協会、DMOのほか、民間事業

者やNPO法人など、多様な事業者を補助対象としており、一般社団法人が手がける森林浴や歴史、文化体験を盛り込んだツアーがインバウンドを中心に注目されるなど、成果を上げている事例もあると承知しております。宿泊税充当施策については、今後、みやぎ観光振興会議などにおいて、地域の実情に関する御意見を伺いながら必要な施策内容を検討していくこととなりますが、こうした広島県の事例も参考に、市町村やDMOのほか、地域で精力的に活動するまちづくり団体や民間事業者への支援についても検討を行い、魅力ある観光資源の創出に向けて、地域一体となった取組を支援してまいりますと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱二点目、防犯体制の強化についての御質問のうち、防犯カメラの有効性についてのお尋ねにお答えいたします。

防犯カメラの設置は、犯罪抑止や犯人検挙に寄与し、安全・安心なまちづくりにとって有効な対策の一つと認識しております。その上で、県民が安心して暮らせるまちづくりの実現のためには、防犯カメラの設置のほか、県民一人一人が自らの安全は自らを守る、地域の安全は地域が守るという意識を持ち、見守り活動の促進など、犯罪が起きにくい環境を整えることが重要と考えております。

次に、防犯カメラを単独事業で実施してはどうかとの御質問にお答えいたします。

市町村振興総合補助金は、地域の課題を市町村が総合的かつ主体的に解決できるよう支援するもので、この目的に沿って防犯カメラ設置事業をメニューとしていただいております。県としましては、県民が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、県民一人一人の防犯意識を高めるとともに、犯罪が起きにくい環境を整えることが重要であることから、地域安全教育の充実や、県民運動を推進するコミュニティーの育成、子供の見守り活動の促進などについても併せて推進していく必要があります。したがって、防犯カメラ設置事業については、引き続き、市町村振興総合補助金により支援するとともに、県民の機運醸成や、多様な主体との連携強化などの施策についても総合的に取り組むことにより、防犯体制の強化に努めてまいります。

次に、大綱四点目、鳥獣被害対策の推進についての御質問にお答えいたします。

ツキノワグマについては、市街地への出没や人身被害の発生など、人とのあつれきが生じており、被害の未然防止に向けた対策の強化が課題となっております。こうした中、国が今年四月にクマ類を指定管理鳥獣に指定したことに伴い、県では、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し、仙台市青葉区作並地区、栗原市栗駒中野及び栗駒稲屋敷地区の二地区をモデル地域として、人と熊のすみ分けにより被害を抑制する実証事業を今年九月から実施しているところです。モデル地域では、市街地などに隣接した森林における生息状況調査のほか、熊を誘引する果樹の除去や、やぶの刈り払いなどの出没抑制対策を実施しており、予算額は千二百十万円となっております。今後は、この取組を県内各地へと波及させるとともに、市街地などに出没するおそれのある問題個体の捕獲を併せて実施することで、人の生活圏への出没未然防止に向けた対策を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、病院再編・医療提供体制の諸課題についての御質問のうち、精神医療センターの建て替え候補地についてのお尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替え用地については、民有地の場合、土地の取得、造成のほか、付随する許認可手続等に多額の経費や長期の時間を要するとともに、事業の不確実性があることから、県または県立病院機構の所有地を候補地として検討してまいりたいと考えております。候補地としては、現在の精神医療センター敷地や昨年度閉校した県高等看護学校跡地、県立がんセンター移転後の用地のほか、応急仮設住宅用地として以前活用した精神医療センターの道路向かい側のグラウンドと、以前農場として利用されたグラウンド奥側の作業地についても選択肢に含めて、今後検討してまいります。

次に、精神医療センターの鑑別能力の向上についての御質問にお答えいたします。

精神科救急における対応では、急性的に精神症状が出現した患者に対する器質因の鑑別が重要となりますが、現在、県立精神医療センターでは、医師や検査機器等の鑑別

体制が整備されておらず、器質性疾患が疑われる患者の速やかな受入れや早期の発見に課題があるものと認識しております。精神医療センターを名取市内で整備する場合、精神科単科病院として単独での建て替えとなり、身体合併症への対応が課題となることから、県といたしましては、関係者から御意見を伺いながら、精神科病床を有する一般病院との一層の連携と、器質因鑑別のための検査能力向上など、精神医療センター単独での機能強化による体制構築について、検討してまいりたいと考えております。

次に、三次救急を担う病院に求める協力内容などについての御質問にお答えいたします。

今年二月に宮城県救急搬送実施基準が改正され、精神状態が不安定な身体合併症患者などの搬送先として、仙台医療圏では、精神科病床を有する東北大学病院、仙台市立病院、仙台医療センター、東北医科薬科大学病院の四つの病院が定められたところであります。県といたしましては、県立精神医療センターの名取市内での単独建て替え方針を踏まえ、今後、高齢化の影響等で増加が見込まれる身体合併症への対応のため、精神科病床を有する一般病院と一層の連携体制を構築する必要があると考えており、精神科救急における器質因鑑別や夜間・休日の対応、入院患者の転院調整などの課題解決に向けた具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。なお、今後、身体合併症の対応力向上のための連携体制について、東北大学病院や仙台市立病院などと意見交換を行いながら、必要な支援などについても併せて検討してまいります。

次に、富谷市移転に係る検討期間と支援策についての御質問にお答えいたします。

東北労災病院の富谷市移転に係る検討期間については、労働者健康安全機構から具体的に示されておりますませんが、東北労災病院をはじめ、全国の労災病院の経営状況などを踏まえた見解であり、労災病院グループ全体での経営改善に向けた課題等を踏まえながら、今後の協議において見通しが示されるものと認識しております。なお、労働者健康安全機構への支援策については、県からは、国の基金等を活用した財政支援や、新病院に必要な医師確保に関する支援などを考えているほか、富谷市においても、土地の無償貸与や、新病院の運営に対する財政支援、交通手段の確保などの支援策を検討していると伺っております。

次に、救急搬送影響シミュレーションについての御質問にお答えいたします。

仙台市との協議では、現在、救急搬送件数シミュレーションの実施に向けて、基本構想も踏まえた統合新病院への管外搬送の想定地域など、前提条件を精査しているところであり、来年一月頃に公表予定の令和五年救急搬送データの反映についても、仙台市と調整の上、検討してまいりたいと考えております。なお、東北労災病院の富谷市への移転については、仙台医療圏北部へ拠点病院を配置することで、救急医療や災害医療など、政策医療の課題解決を目指すものであり、労働者健康安全機構においても、政策医療の充実に資するものとして、県との協議を継続する意向を示していることから、県といたしましても、地域バランスのとれた持続可能な医療提供体制の実現に向けて、引き続き、真摯に協議に当たってまいります。

次に、地域医療介護総合確保基金の活用についての御質問にお答えいたします。

東北労災病院が現在地で運営を続ける場合であっても、病床削減を伴う病床機能の再編や急性期病床から回復期病床への機能転換など、地域医療構想の実現に向けた取組を実施する場合には、地域医療構想調整会議で協議を行った上で、地域医療介護総合確保基金を活用できる可能性があります。なお、現行の地域医療構想は二〇二五年に向けて取組となっており、国では、二〇四〇年頃を見据えた新たな地域医療構想の検討と併せて、基金の在り方についても検討を進める見通しとなっております。県といたしましては、こうした国の動向も踏まえながら、持続可能な地域医療提供体制の実現のための推進施策について検討を行ってまいります。

次に、地域バランスのとれた災害拠点病院の配置についての御質問にお答えいたします。

県では、十六の医療機関を災害拠点病院に指定しておりますが、黒川地域には災害拠点病院がなく、体制の整備が課題とされており、今年策定した第八次宮城県地域医療計画において、広域的な応援体制の観点からもバランスのとれた災害拠点病院の配置を目指すこととしていただいております。災害拠点病院の指定要件には、二次救急医療機関以上であることや、災害発生時の二十四時間緊急対応、重症傷病者の受入れ拠点となることなどが求められておりますが、県といたしましては、労働者健康安全機構から救急医療や災害医療など、政策医療の充実に資するものとして、東北労災病院の富谷市移転に係る協議を継続する意向を示されていることを踏まえ、引き続き、その実現に向

け、真摯に協議に当たってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱三点目、観光振興施策についての御質問のうち、特別徴収義務者のレジシステム改修補助金についてのお尋ねにお答えいたします。

宿泊税導入に伴い生じる、特別徴収義務者である宿泊事業者の費用負担を軽減するため、既存のレジシステムの改修や新たなシステムの構築などに要する経費を支援し、制度の円滑な導入を図ることとしております。宿泊事業者の皆様が安心して改修作業に着手できるよう、現在、詳細な補助スキームを検討しているところであり、補助金額については、宿泊事業者やシステム提供事業者に対する改修金額の聞き取り結果や先行自治体の事例を踏まえ、仙台市とも十分に調整を行いながら設定することとしており、宿泊事業者の皆様に取り添った制度となるよう検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱二点目、防犯体制の強化についての御質問のうち、防犯カメラの有効性についてのお尋ねにお答えいたします。

防犯カメラの画像を端緒とした刑法犯検挙件数については、県警察として統計を取り始めた平成二十八年と比べ、令和五年は約六倍に増加しております。一方で、刑法犯認知件数につきましては、同様に平成二十八年と令和五年を比べると、約三割減少しており、防犯カメラによる検挙が犯罪抑止につながっているものと思料され、総じて治安上、防犯カメラの有効性は高いものと認識しております。引き続き、県民の安全と安心を確保するため、自治体等と連携して、防犯カメラの整備促進に努めてまいります。次に、防犯カメラの設置支援等についての御質問にお答えいたします。

県警察では、各地域における防犯活動を自治体や町内会等と連携し推進しているところ、その一環として、自治体等が主体となって防犯カメラを設置することを支援しております。具体的には、自治体等から防犯カメラの設置に関する相談が寄せられた場合

には、適切な設置場所を御提案するなど様々な助言を行っております。今後も、自治体や町内会等に対し、防犯カメラ設置の働きかけを行っていくとともに、都道府県警察が設置した防犯カメラの運用、効果の状況を調査した上、県警察においても、事件、事故の発生状況等を踏まえ、防犯カメラ設置の検討を進めてまいりたいと考えております。次に、交番、駐在所の再編整備等についての御質問にお答えいたします。

県警察では、限りある警察力を最大限発揮できるよう、組織機構の不断の見直しを進めております。特に、地域環境の変化が激しい現場の最先端で活動する交番、駐在所については、管轄する地域の事件、事故の発生状況等の治安情勢や勤務する警察官の安全管理上のリスク等を総合的に勘案した上、更なる治安向上を目的として再編整備を進めております。具体的に計画を進めるに当たっては、地域の代表者である町内会長等に対し、直接御説明を行うとともに、住民の皆様には広く駐在所だより等でお知らせした上、個別で対応することとしております。また、再編整備による治安向上のデータ等をお示しするなど、住民の皆様が抱える不安の払拭はもとより、地域全体との協働による地域安全活動がより充実、強化されることに御理解が得られるよう丁寧な説明を行うこととしております。なお、全国的に急激な少子化が進んでいる中、警察力の低下を招かないよう、引き続き、人材及び予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 御答弁、ありがとうございました。まず、病院再編についてお伺いさせていただきます。先ほど部長のほうから、東北労災病院に対する支援内容について、基金などの財政支援で、などというところが入っておったんですけれども、これは、県単費での移転の財政支援も含まれるのでしょうか。そういったものを申し出たことはございますか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 基金の適用のほか、日本赤十字社ときには、県単独の支援を行いました。そういったことを踏まえつつ、過去に中核的な地域の病院のための助成等した実績が様々ありますけれども、過去の先例等をひもときながら、どういった支援ができるかという検討はしております。



○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 検討しているということなんですけれども、それは労働者安全機構のほうにも提示されたということでもよろしいでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 具体的な落とし込みのところまでは、希望とかそういった、実際にできる病院の規模とか総事業費というのがまだ確定しておりませんので、そういったことについてはまだ途上ということで、お答え申し上げたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 救急医療に関して申し上げれば、黒川地域は昨年五十三分でしたので、令和四年の県平均よりは多いというところなんですけれども、令和四年の県平均ですと、仙台医療圏以外にも、救急搬送時間が長い地域が栗原ですとか大崎ですとかがあります。その中で、県単費で支援する可能性があるということが、なぜ、仙台医療圏だけで進められるのか。その辺りについて、整合性はどうなるのでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 病院再編自体は、仙台医療圏といった前提の下で考えておりますので、仙台医療圏の中で、特に仙台市の協議においてもそういったデータの示しながら検討しておりますが、ほかの圏域における救急の状況等についても、もちろんそういったデータが出てまいりますので、そういったことを含めて、県全体の中で位置づけについては検討していくこととなりますけれども、いずれ、仙台医療圏の中でということで検討をこれまでやってまいりましたので、そういった前提でそれを掘り下げていく必要があるかと思っております。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 他医療圏に対して、救急搬送時間の縮減に対する具体的な予算を伴うものを提示せずに仙台だけ行っていくということの整合性をしっかり考えていかなければいけないのかなというふうに思いますので、御検討をお願いしたいと思います。また、労災と県で結んだ協議確認書についてお伺いさせていただきますが、先ほど壇上では、解除を申し入れるべきというふうにお話させていただきました。これは、移転・合築を前提とした内容となっていますので、成立しないというふうに考えておりま

すが、こちらは解除されないという答弁だったなと感じております。そうすると、移転・合築を前提ということになりますと、精神医療センターが富谷にいるというようなことになってしまうので、整合性が取れなくなるんです。解除を申し入れるべきではありませんか。もう一度お願いします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まず、その前に先ほどの質問に対する部長の答弁にちよつと補足いたしますけれども、当然、仙台医療圏のみならず、ほかのところもなかなか救急車が病院に到着できないといったような事例がないわけではないんです。ということであつて、我々は、三次救急を担っていただいております大崎市民病院であつたり、石巻日赤病院といったようなものの建て替えのときには、応分の負担をさせていただいているということでございます。それ以外にも同じように、例えば、そういった大きな病院が移るとかできるとかいうことになれば、そのときはまた改めて考えていきたいと思つていますが、今回は、仙台医療圏の中での問題点ということでありましたので、このような形になっているということでございます。それから、協議確認書についてなんですけれども、決して東北労災病院が富谷市に来たときに、精神科について一切何もしないということではなくて、前々からお示ししているように、名取市に本院、そして富谷市にサテライト機能のような形で、県北にも包括を支援できるような、また、県北におられる患者さん、富谷市以北におられる患者さんの、今までわざわざ名取市まで通院しなければならなかった方たちの通院できるような病院、もちろん本院と同じような規模というのは、人の問題もあつて無理ですけども、そういったことをしっかりサポートできるような形で、一緒に合築でやっていきたいという思いは引き続き持つて協議していくということでございますので、その協議確認書を白紙に戻すといったようなことは考えていないということでございます。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 先ほど知事のほうからサテライトという表現がありましたけれども、現在、精神科機能の設置主体は、精神医療センターと決めたわけではないというふうに承知しておりますし、精神保健福祉審議会の資料にもそのようなことは書いてありませんので、協議確認書に精神医療センターとの合築というふうに明確に書いてあ

りますので、私は整合性が取れないと考えております。協議確認書に基づく協議というものは解消すべきだというふうに私は感じております。一方で、今回、県が労災病院と連携したり労災病院を支援するということが災害医療若しくは救急医療——政策医療の課題解決だということであれば、労災病院が現地で診療を続けていくということも政策医療の課題解決に資するのであれば、県として支援していくことはあってもいいのかなというふうに感じるところがございます。現に、基金の活用もできるということですし、東北大学からの医師派遣については恐らく脳卒中センターを想定してのことです。ございますので、脳卒中に対応する病院というのは、仙台医療圏で南部に集中しているというところがございますから、北部にある台原であっても、意義はあるというふうに考えておりますので、もし、協議を進めるということであれば、現地で労災病院が持続可能な診療ができるように、県として支援策を示していくということも検討されてはいいかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） あくまで、協議確認書が前提となっておりますけれども、やはり救急、そして災害医療を強化した地域の拠点となる病院の整備といったことで、もちろん協議確認書ですから、富谷市の移転を前提とした書きぶりになっておりますけれども、現在地ということではなくて、黒川地域を見据えた仙台圏北部を中心として地域のバランスのとれた配置といったことを前提にこの病院再編を考えております。その上での支援策といったことが、協議の延長線上に出てきているという現状でございますので、現在地における建て替えも含めてですけれども、そういった状況が現実的にどうなるかまだ一切出てない中で、支援策を検討する状況にはないというふうに現状では考えてございます。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 災害医療に関して申し上げれば、人口規模ですとか、また、拠点数を鑑みれば、仙台の人口規模を考えると、県内で見ると仙台は多いわけではないというような状況は、先ほど試算を提示させていただきました。ただ、恐らく執行部の皆さんで試算されている数字は多分ちよつと違うのかなと思いますが、全体的な傾向としては、仙台が多いわけではないということとはしっかり申し上げたいと思います。その

中で、東北労災病院が現地で存続することを検討しないということですが、実際、労災病院が赤字体質であって持続がなかなか難しいというような現状もしっかり県としても考えていかなければいけないと思うし、仙台市としても考えていかなければいけないという状況ではございますので、本当に現地で存続というのは難しいのか、県でできる支援策について整理して、打診される検討をもう一度していただけないでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） この労災病院に限らず、私が非常に大きな問題点として考えて

いることを前々からお話してはいますが、急性期の病床が非常に過剰なんです。

回復期の病床が足りない。特に、仙台市に集中しているわけです。これが、コロナで更に顕在化しましたけれども、今非常に経営が厳しいと言っていますが、コロナの前から経営が厳しかったんです。これは、労災病院に限らず仙台日赤もそうです。その他の病院も厳しいんです。東北大学病院ですら、あれだけ大きな病院ですら経営が今大変なんです。ですから、それがこのまま、今の状況ですと未来永劫残るといふ保障が何もないと。逆に恐らく、このまま残していくということになれば、日赤も残ることになれば、弱いところから一つ二つと多分なくなっていくだろうというのが基本的な考え方としてあるということなんです。ですから、このまま残るような支援をしたとしても、恐らく過当競争になっていくのは間違いないというふうに思います。また、今回質問の中で、どなたかお話になっていましたけれども、労災病院のすぐ近くに厚生病院が来しました。

この厚生病院は、非常に病床稼働率が高いんです。一〇〇%超えているような病院なんです。つまり、朝患者が出ていったら午後から患者が入るといふ稼働率が高い病院で、珍しいんですけれども、非常に黒字の病院です。逆に言うと、周りからお客さんをどんどん取っていつていると。それは頑張っておられるので悪いことでは決していないんですけれども、そういう状況だということなんです。そういうこともやはり全体的に考えなければいけない。そして一方、県北のほうは、救急車の搬送時間が長いということ、そして仙台の北の同じ仙台医療圏ですけれども、あの場所に災害拠点病院があったほうが救える命が救えるということでございます。私は、さとう議員がおっしゃることも決して間違っているのではないというふうに思うんです。仙台市民のことを考えたらですね。でも、もっと高い視点で、空の上から宮城県全体を、あるいは仙台医療圏全体を見て、どういふ

うに配置すればいいのかと考えたならば、私は、富谷市に持っていくというのは一つ大きな選択肢ではないかなと考えております。ただし、これを決めるのは私どもではなく、やはり東北労災病院の労災機構が決めるということです。ですから、我々は、その必要性については何度も労災病院にお話して、労災機構さんもその必要性については十分理解されて、協力したいということで、いろいろ御検討いただいているんですが、いろいろな課題もあって、今ちよつと足踏み状態が続いているということでございます。私は、考え方としては決して間違っていないというふうに思っておりますので、この方向で今後とも協議を進めていきたいと考えているところでございます。ぜひ御理解を頂きたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） 仙台厚生病院に関して申し上げれば、診療科が労災病院と違うところがありますので厚生病院さんの自助努力で、それを労災病院さんの患者さんを奪っているということに関しては全て当たらないとは言いませんけれども、全てではないというふうにも感じております。実際、富谷市に行つて本当に救急搬送時間が短くなるのかということに関しても、まだ根拠がないというニュースの話でしかない状態ですので、その時間自体をしつかり確保した上でやっていくべきかなというふうに思っております。現状、協議が進んでいるということですので、私自身の提案としては、現在地で診療を存続することが経営上うまくいくということがあるのであれば、現地に残っていただいたほうがいいのかというふうに思っていますし、県でできる提案があるのであれば、提示した上で労災病院さんに判断していただいたほうがいいのかと考えております。改めてになりますけれども、ぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、今回御答弁いただいた観光政策についてお話をさせていただきます。民間の事業者に対しても支援していくということに関して、前向きな御答弁を頂きまして、ありがとうございます。民間の皆さんですとか地域の皆さんが地域資源自体を知っておりますので、県内全域で一気に観光コンテンツをまず作っていくということは、すごく意義があることだと思っておりますので、ぜひ押し進めていただければと思います。また、レジシステムの改修費については、現実的に自己負担が起きない形で進めていただきました。

いと思えますけれども、改めて御答弁をお願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 議員が御指摘のとおり、説明会ではある程度のたき台を示すということで、先行事例を見ますと補助上限金額が百万円なので、一応百万円をめどに今制度設計していますということを御説明して、更にその際に、やはり言うっても百万円以上超える場合もあるというようなお声を頂いたものですから、こちらでも自己負担のないように、仙台市と十分調整しながら、宿泊事業者に寄り添った制度設計にしたいと考えてございます。

○副議長（本木忠一君） 八番さとう道昭君。

○八番（さとう道昭君） ありがとうございます。お願いいたします。

防犯カメラのことについて申し上げますけれども、地域の団体では、つけたいという方々がいらつしやいます。でもお金がなくてつけられない。そのような状況をぜひ支援いただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。